

TANAX 人権方針

株式会社 TANAX（以下、「当社」という。）は、事業活動に関わるすべての人々の人権が尊重される社会の実現に貢献する責任を認識しており、人権尊重の取組みを推進するため、以下の通り、人権方針（以下、「本方針」という。）を定めます。

1. 基本方針

- ・ 国際的に認められた人権保障の基本的枠組みである「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）及び国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」を最低限遵守されるべき原則・基準と理解・支持します。
- ・ 国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠し、人権尊重の取組みを推進します。
- ・ 国連グローバル・コンパクトの 10 原則も支持します。また、事業活動を行う国の国際的な人権に関する義務、並びに関連する法令の遵守を徹底するとともに、万が一、当該国の法規制と国際的な人権規範が異なる場合は、より高い基準に従い、相反する場合は、国際的に認められた人権を最大限尊重する方法を追求します。

（1）人権尊重

- ・ 取引先をはじめとする当社に関わるすべての方の信用・信頼・名誉を損なう行動や発言を許容しません。
- ・ 人種・国籍・年齢・性別・宗教・政治的見解など業務の遂行と関連のない事由に基づく差別を行いません。
- ・ 本人の意思に反する就労、離職の自由が制限される労働などの強制労働の防止に取り組み、また、一切許容しません。
- ・ 法令で定められた最低年齢に達しない者を労働に従事させません。当社は「子どもの権利とビジネス原則」を支持しており、子どもの権利を尊重しています。
- ・ 法定最低賃金を遵守するとともに、支払う賃金が従業員およびその家族が人間らしく生活するために必要な金額（いわゆる生活賃金）以上となるよう配慮します。不当な賃金の減額は行いません。
- ・ 結社の自由、団結権、団体交渉権を尊重し、これらに反する行為を行いません。
- ・ 基本的人権と個性の尊重を基本として、従業員一人ひとりがやりがいを持って働

ける職場環境を実現するために、女性の活躍推進、高齢者や障がい者雇用に取り組みます。

- ・性別を問わず、業務内容に対し公正に評価をし、活躍出来て安心して長く働ける環境を整備しています。
- ・性的な嫌がらせや、職場内での優越的な地位を利用した業務の適正な範囲を超えた精神的・身体的苦痛を与える行為等、あらゆる形態のハラスメントを許容いたしません。

(2) 労働安全衛生

- ・労働安全衛生に関わる法令を遵守し、従業員が安全で働きやすい環境を確保し、従業員の健康増進に取り組みます。
- ・労働時間に関わる法令を遵守し、従業員の労働時間、休日、休暇を適正に管理することで、過重労働を防止します。

(3) ダイバーシティ&インクルージョン

- ・一人ひとりの個性と多様性を尊重し、性別、年齢、国籍、障がい、性的指向、性自認などにかかわらず、全ての従業員がその能力を最大限に発揮できる職場環境を整備します。
- ・障がいのある従業員や関係者がその能力を十分に発揮できるよう、必要かつ合理的な範囲で、設備を含む職場環境において配慮を行います。
- ・妊娠、出産、育児、介護といった従業員のライフステージに応じ、働き方や環境面での柔軟な対応と合理的なサポートを行います。

2. 適用範囲

本方針は、当社のすべての役員・従業員に対して適用されます。また、当社の事業、製品、サービスに関係するすべての取引先に対しても、本方針を理解し指示することを求めます。

3. ガバナンス

当社は、人権尊重の取組みを継続的に改善するガバナンス体制を構築し、担当役員を任命したうえで、各部門における人権リスクの評価と対応を推進します。取組みの進捗と実効性は、定期的に社内の意思決定機関で評価・検証されます。

4. 人権デュー・ディリジェンス

当社は、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿った人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築した上で、人権への負の影響を特定し、その防止・軽減に努めます。

5. 是正・救済

当社は、当社の事業活動が人権への負の影響を引き起こしたり助長したりすることが明らかになった場合、適切な手段を通じてその是正に取り組みます。

また、当社は、当社の取引先が人権への負の影響を引き起こしたり助長したりすることが明らかになった場合、当該取引先に対し、是正措置を講じるように働きかけます。

当社の法令遵守を推進するため、内部通報窓口のほかに外部通報窓口を設置しています。通報窓口は本人権方針で示している強制労働・児童労働や差別・ハラスメント・その他人権侵害行為に関する受付窓口の役割も果たしています。組織的または個人による不正・違反・反倫理的行為を未然に防ぐとともに、これら行為が生じた場合には会社として速やかに事実確認と調査を行い、是正を図れる体制を構築しています。運用に際しては通報者の秘密の保護を厳守し、適正な対応を実施しています。なお、通報窓口は社内掲示板などを通じて全従業員に周知しています。

6. 教育・研修

当社は、本方針が全ての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、全ての役員・従業員に適切な教育・研修を継続的に実施します。また、事業、製品、サービスに関係する全ての取引先に対して、本方針の周知を徹底します。

7. 情報開示

当社は、人権尊重の取組みの進捗状況及び結果をサステナビリティレポート等を通じて、1年に1回以上、適切に開示します。

8. ステークホルダーとの対話・協議

当社は、実際の又は潜在的な人権への負の影響に関する対応につき、独立した外部機関からの専門知識を活用するとともに、必要に応じて社内外のステークホルダーとの継続的な対話・協議を行います。

制定：2025年8月1日

株式会社TANAX

代表取締役社長 田中 一平